

法律上の義務

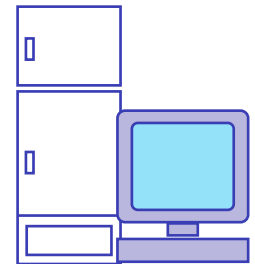
■多量排出事業者（年間に産業廃棄物を1000トン以上排出する事業者）

毎年6月30日までに、産業廃棄物減量計画を作成し、都道府県知事に提出しなくてはなりません。この計画は、1年間、府保健所などで閲覧することができます。

■各種リサイクル法

各種リサイクル法では、事業者が取り組むべきことを定めています。

- 容器包装リサイクル法 家庭からでのごみのおよそ60%を占める容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルするために、消費者・市町村・事業者の役割を定めています。
- 家電リサイクル法 使用済みの家電製品を回収し、リサイクルするために消費者・家電小売店・家電メーカーの役割を定めています。
- 建設リサイクル法 建物を解体する事業者が建設廃棄物を分別し、リサイクルすることを義務づけています。
- 食品リサイクル法 食品関連事業者が食品廃棄物の減量とリサイクルを義務づけています。
- 自動車リサイクル法 使用済み自動車をリサイクルするために、所有者・関連事業者・自動車メーカーの役割を定めています。



自主的取組

■ゼロエミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すものです。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいます。府内には、工業団地全体でゼロエミッションに取り組んでいるところがあります。

■エコ京都21

地球環境保全や循環型地域社会づくりに率先して取り組んでいる府内事業所等を「エコ京都21(京都・環境を守り育てる事業所等)」として認定・登録しています。

循環型社会形成部門では、循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出削減に積極的に取り組んでいる工場・事業所を認定しており、平成19年10月現在で23事業所が認定を受けています。

